

# はじめに

## 1 策定の趣旨

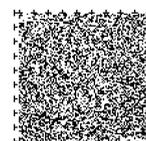
- 区では、障害のある方の自立した地域生活を支援するため、障害者計画・障害福祉計画に基づき、着実にサービス提供の基盤整備を進めてきました。
- 国連の障害者権利条約の採択を契機として、一層、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざしています。
- こうした状況の中、区では、障害のある方の生活状況や意向などのニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、平成 26 年度に練馬区障害者計画（平成 27 年度～平成 31 年度）・第四期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）を策定したところです。
- この度、国が策定した平成 30 年度～平成 32 年度に関する「障害福祉計画および障害児福祉計画策定に係る基本的な指針」を基本として、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画を策定することとしました。
- 練馬区障害者計画についても、障害福祉計画・障害児福祉計画および上位計画である「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）策定等に合わせて一部改定を行います。また、改定後の終期を第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に合わせて、平成 31 年度から平成 32 年度に変更します。
- 障害者計画懇談会および障害者地域自立支援協議会からのご意見や障害者団体へのヒアリング等を踏まえ計画策定を進めました。⇒詳細は資料編 68 ページ参照

## 2 計画の性格

### （1）みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～との関係

- この計画は「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」（以下「ビジョン」という。）および「アクションプラン」と整合を図り、障害のある方の個々の状況に合わせて、就労や住まいなどの地域生活を支援するための施策を体系化したものです。

「障害福祉計画および障害児福祉計画策定に係る基本的な指針」…正式名称は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。厚生労働省告示（平成 29 年 3 月 31 日）



## (2) 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

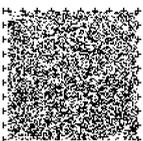
- 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画であり、区における障害者に関する総合的な施策を定める基本計画です。
- 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、障害のある方が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画です。
- 障害児福祉計画は、児童福祉法の一部改正により策定が義務づけられた児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画であり、障害児に関するサービス等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画です。障害福祉計画と一体で策定しています。

## (3) 国や都の計画との関係

- この計画は、国の障害者基本計画および東京都障害者計画を踏まえ策定するものです。

## (4) 練馬区他計画との関係

- この計画は、区の関連する分野別計画や事業と連携し進めていきます。主に他計画により推進する事業についてはできるかぎり重複を避け、記載は省略しています。



# 第 1 章 障害者を取り巻く主な状況と課題

## 1 障害者の状況

### (1) 障害者数

- 全体的には、いずれの障害者も増加傾向にあり、この4年間に10.2%増加している。特に精神障害者の伸びが顕著。
- 障害児の推移をみると、知的障害、精神障害が増加している。なお、手帳を取得していなくても障害児福祉サービスを利用することは可能。

#### ■人口および障害者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率
人 口	709,262 (107,384)	711,212 (107,250)	714,656 (107,326)	719,109 (107,294)	723,711 (106,926)	2.0% (-0.4%)
身体障害者	19,476 (492)	19,794 (485)	19,712 (466)	19,828 (474)	20,163 (474)	3.5% (-3.7%)
知的障害者	4,050 (1,007)	4,228 (1,041)	4,369 (1,049)	4,550 (1,099)	4,686 (1,087)	15.7% (7.9%)
精神障害者	4,494 (65)	4,771 (64)	5,164 (62)	5,586 (66)	6,041 (84)	34.4% (29.2%)
合 計	28,020 (1,564)	28,793 (1,590)	29,245 (1,577)	29,964 (1,639)	30,890 (1,645)	10.2% (5.2%)
障害者の割合	3.95% (1.46%)	4.05% (1.48%)	4.09% (1.47%)	4.17% (1.53%)	4.27% (1.54%)	0.32ポイント (0.08ポイント)

- (注) 1 人口は、翌年の1月1日現在住民基本台帳人口および外国人登録人口（例えば、平成24年度の場合は平成25年1月1日）  
 2 身体障害者、知的障害者および精神障害者数は、いずれも各年度3月31日現在の手帳所持者数（例えば、平成24年度の場合は平成25年3月31日）  
 3 ( )内の人数は18歳未満

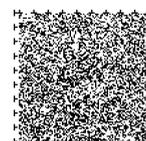
### (2) 医療費助成等

#### ① 自立支援医療（精神通院）受給者

(単位：人)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
10,063	10,228	10,715	11,244	11,836

自立支援医療（精神通院）…障害者総合支援法に規定する、精神疾患を理由として通院している方に医療費助成を行う制度



## ② 難病医療費助成

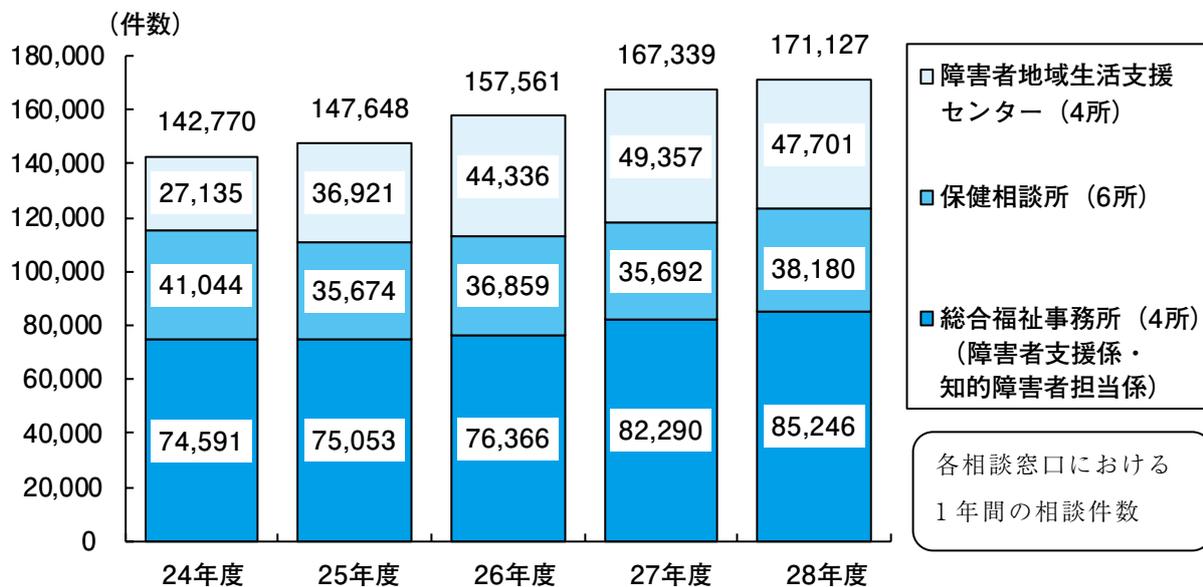
(単位：件、%)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
国庫補助対象疾患 (306 疾患：28 年度)	3,964 (92.4)	4,454 (94.4)	5,383 (97.3)	5,475 (99.7)	5,244 (99.9)
都補助対象疾患 (8 疾患：28 年度)	327 (7.6)	262 (5.6)	151 (2.7)	14 (0.3)	6 (0.1)
合 計	4,291	4,716	5,534	5,489	5,250

- (注) 1 各年度 3 月 31 日現在  
 2 ( ) 内の値は構成比  
 3 国庫補助対象疾患は、平成 26 年度 56 疾患、平成 29 年 4 月から 330 疾患  
 4 都補助対象疾患は、平成 26 年度 23 疾患、平成 28 年 1 月から 8 疾患

## (3) 相談実績

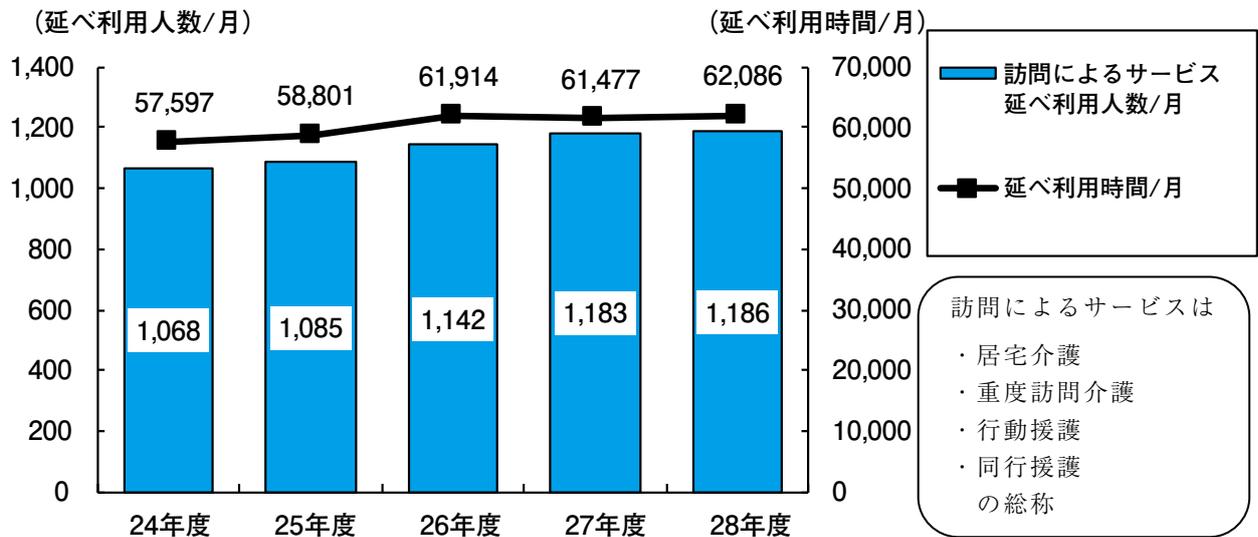
- 相談の総件数は増加し、特に障害者地域生活支援センターの伸びが顕著。



## (4) サービス実績

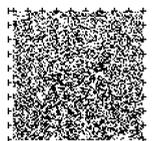
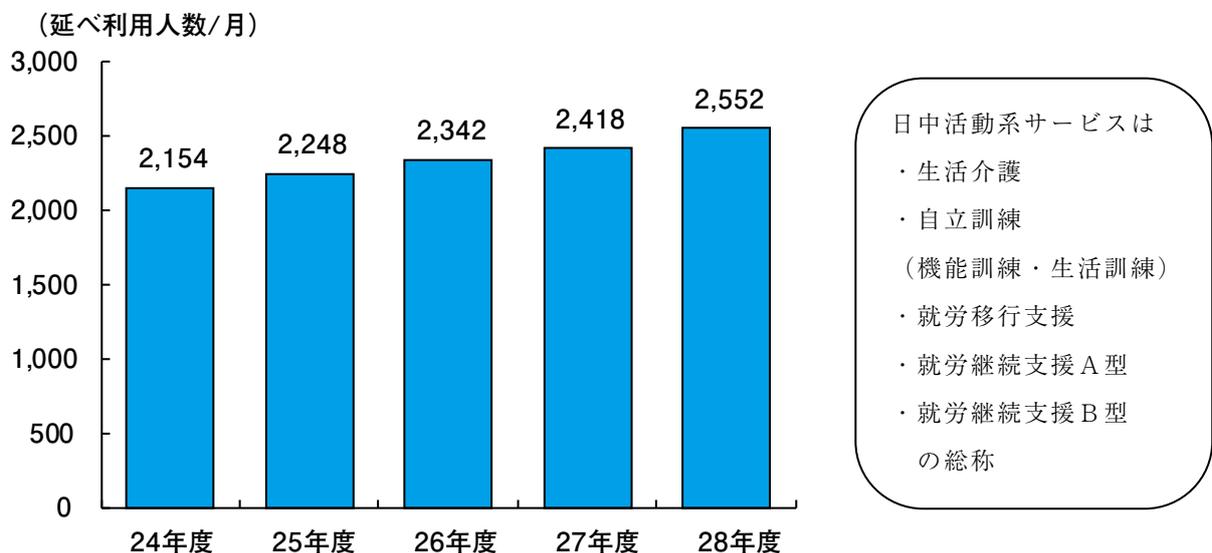
### ① 訪問によるサービス利用人数・時間／月

○ 在宅生活を支援する、訪問によるサービスの利用実績は、ゆるやかな増加傾向。



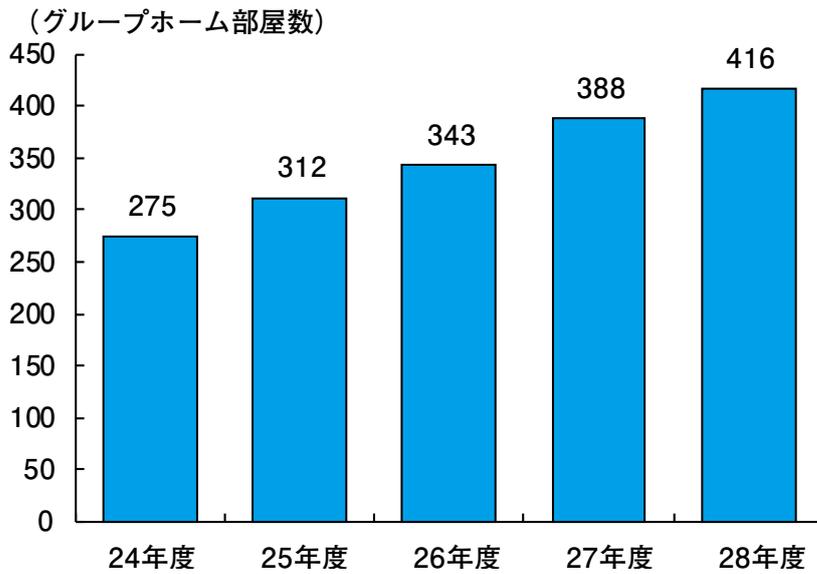
### ② 日中活動系サービス利用人数

○ 平成24年度には、全ての施設が旧障害者自立支援法（平成25年4月障害者総合支援法へ移行。以下同様。）に基づく事業所に移行。その後も利用は増加傾向。



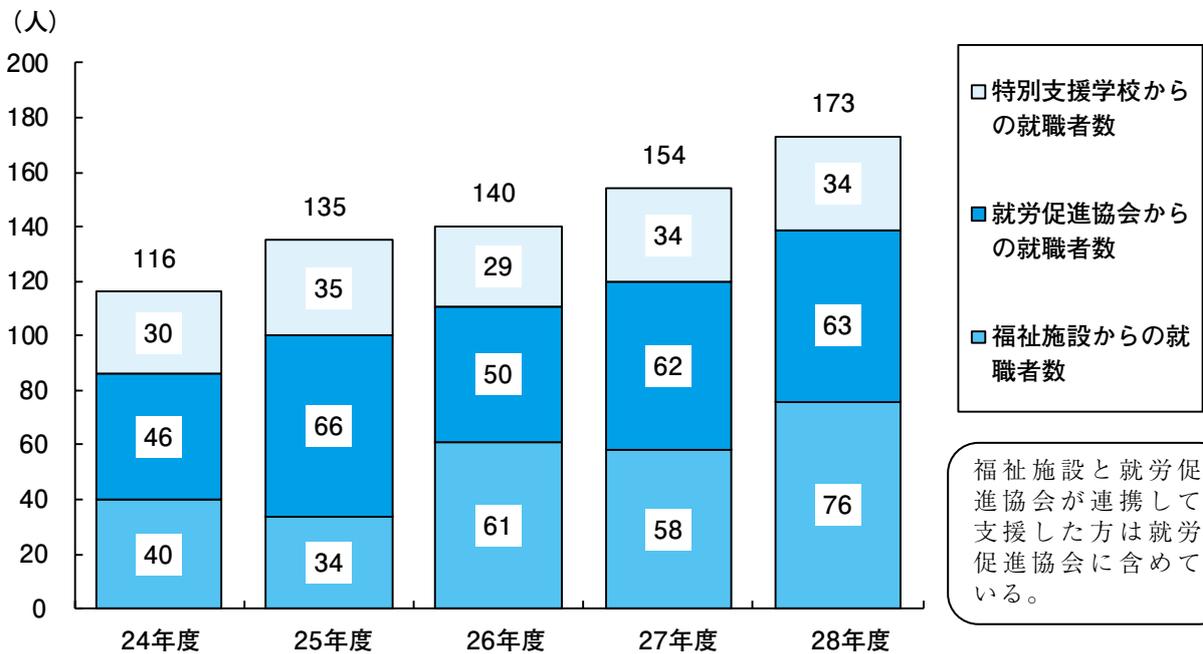
### (5) 区内民間グループホーム整備状況

○ 毎年度 30 室程度を整備。



### (6) 福祉施設等からの就職者数

○ 就職者数は増加傾向。



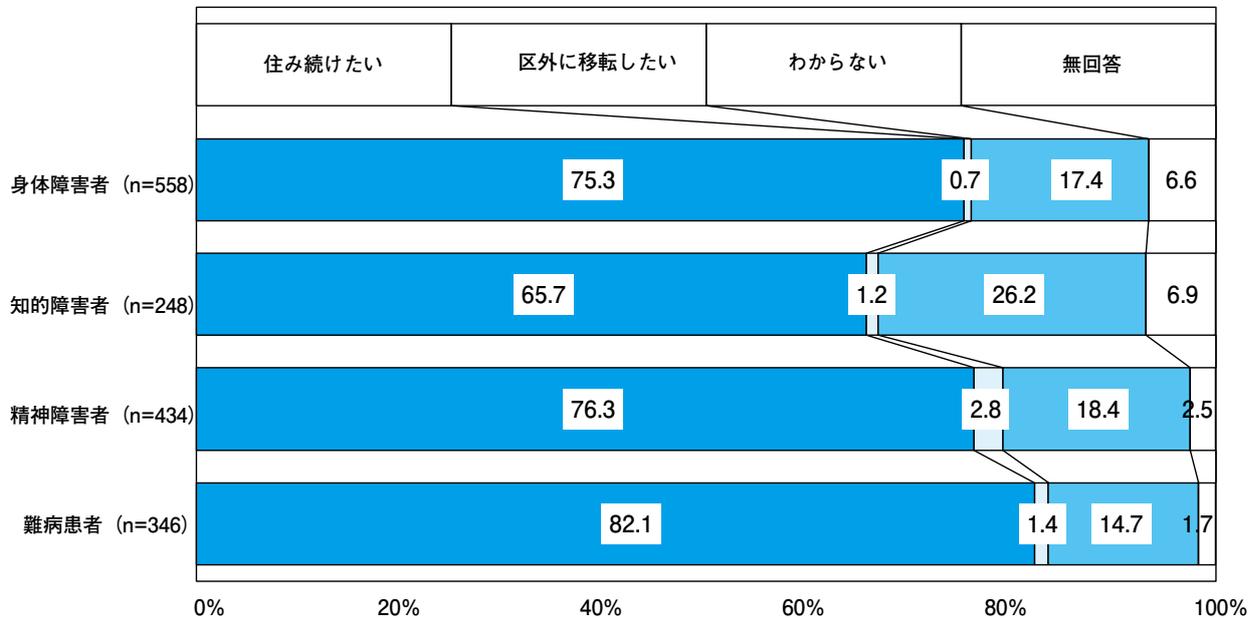
## 2 障害者の意向

### (1) 「練馬区障害者基礎調査報告書（平成 26 年 3 月）」

n は、その質問項目の回答者の総数です。

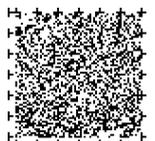
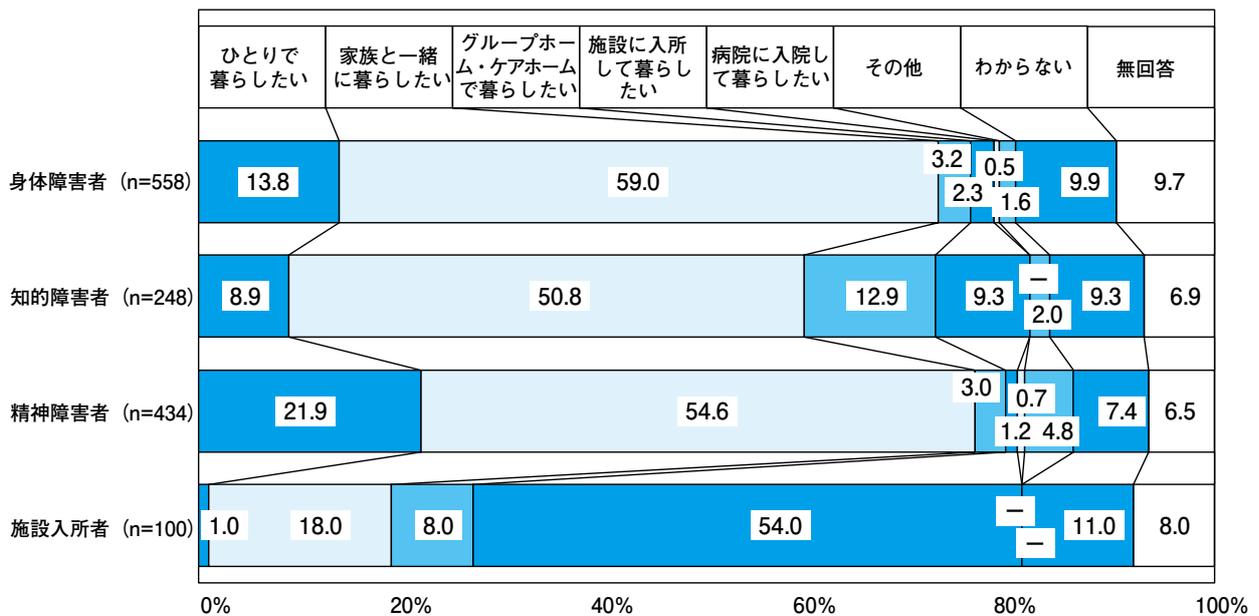
#### ① 練馬区での定住意向

- 全ての障害種別で、練馬区の定住意向が強い。



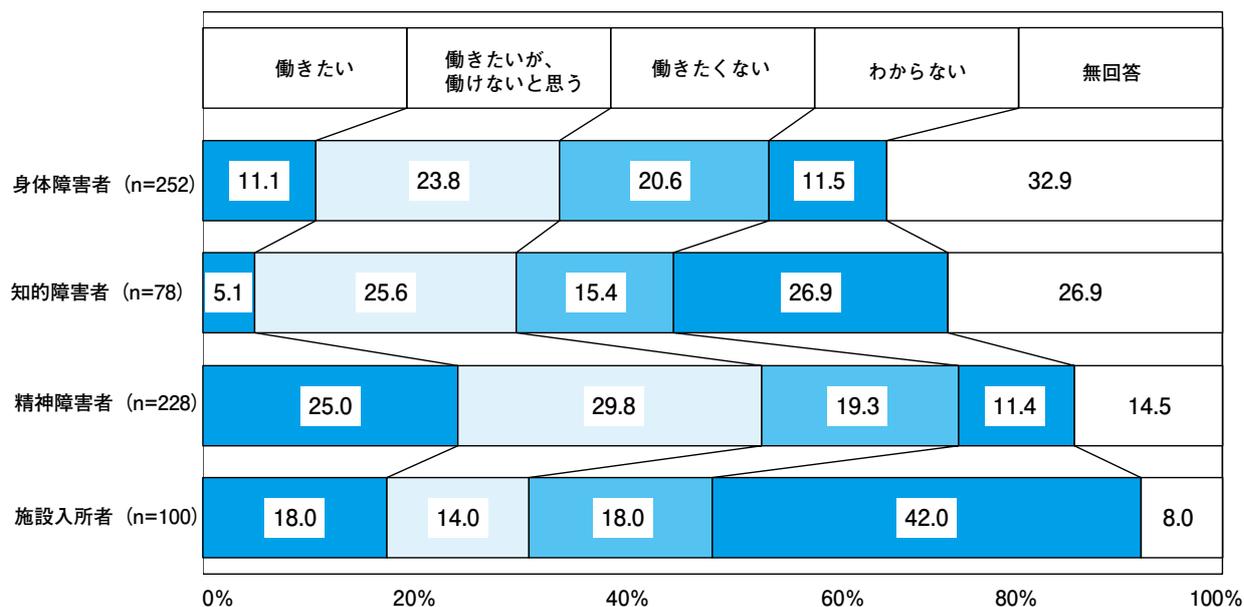
#### ② 希望する暮らし方

- 多くの方が「家族と一緒に暮らしたい」との希望があるが、知的障害者では「グループホームで暮らしたい」の割合が大きい。



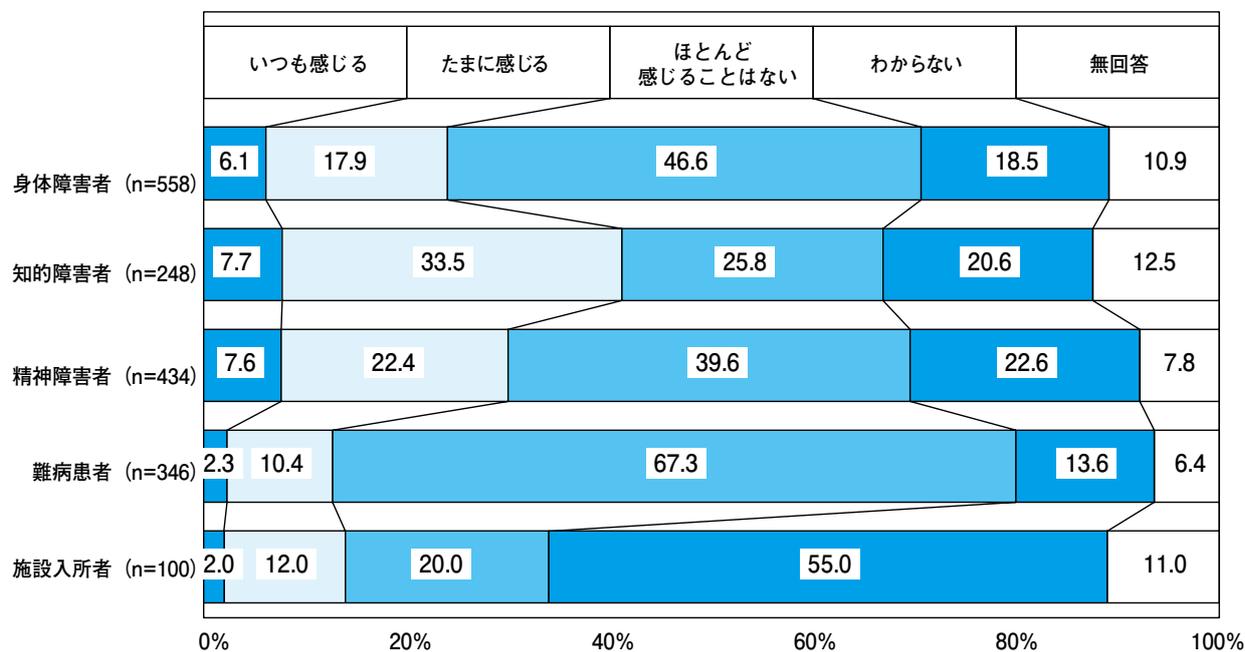
### ③ 就労の意向（現在、働いていない方）

○ 現在働いていない方でも、働きたいと考えている方は多い。



### ④ 差別や人権侵害を受けていると感じるものの有無

○ 差別を受けていると感じている方が、一定程度いる。

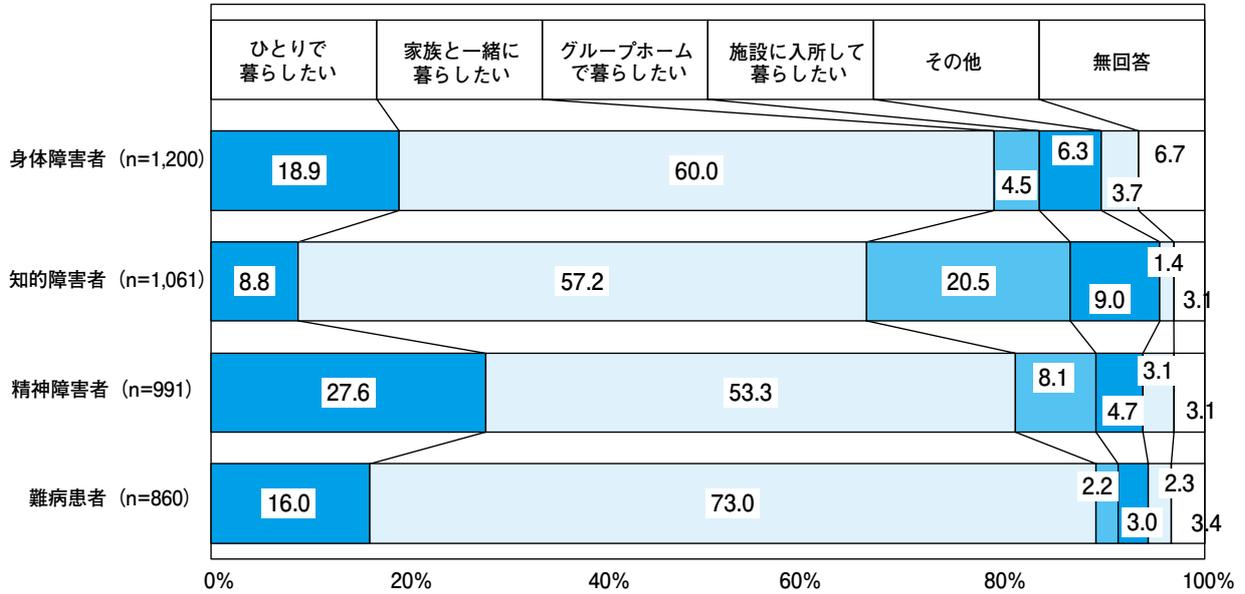


(2) 「障害者の住まい方に関する調査報告書（平成29年3月）」

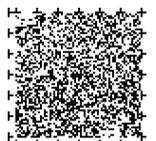
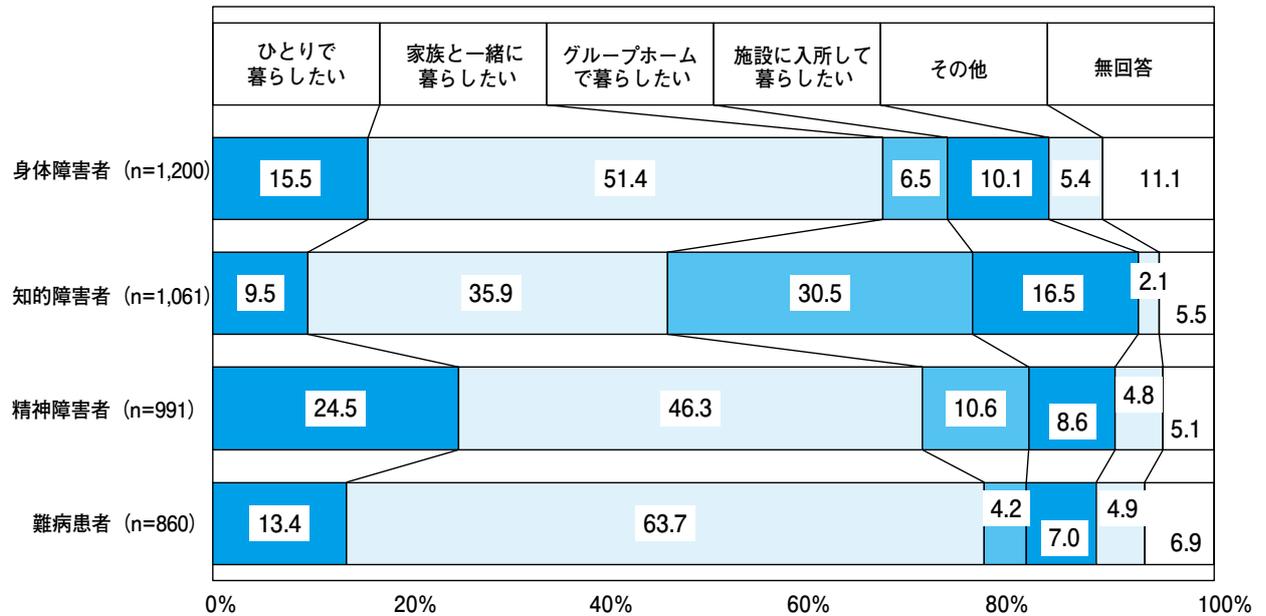
10年後、20年後に希望する住まい方

○ 10年後、20年後でも、全ての障害種別で「家族と一緒に暮らしたい」が1位。  
20年後の住まい方としてグループホームを希望する方が増えている。

【10年後】



【20年後】



### 3 障害者施策の課題

- 区では、障害者計画等に基づき、重度障害者等への積極的な施策の展開に加え、社会福祉法人等の民間団体の活動と連携して、サービス提供体制の基盤整備を着実に進めてきました。
- このような区の障害者施策における特徴を踏まえ、区の現状と課題を整理のうえ、核となるべき施策と必要とされる施策とを効果的に組み合わせ、加えて、社会福祉法人等の民間団体との一層の連携を図りつつ、地域における共生の実現に取り組むものとしていきます。

#### (1) 区が進めてきた障害者施策の特徴

##### (通所施設の計画的な整備と重度障害者支援)

- 特別支援学校卒業後の進路先等を確保するため、通所施設を計画的に整備してきました。障害の重い方を利用対象とする福祉園（「生活介護」事業）は8か所（定員387名）で、重度障害者対象の同種施設数は都内最多となっています。また、医療的ケア（吸引・吸入・経管栄養等）が必要な重症心身障害者を、平成3年、他区に先駆けて区立心身障害者福祉センターで受入れました。現在は福祉園2園と合わせて、計3か所（定員20名）に拡大し、最重度の障害のある方への支援の充実を図っています。

##### (就労支援の取組)

- 就労を希望する方に対しては、練馬区障害者就労促進協会を平成2年に設置し、平成16年には就労支援に特化した知的障害者通所施設である区立貫井福祉工房を開設し、障害のある方の就労支援に取り組んできました。

##### (障害児療育)

- 障害のある児童に対しては、区立心身障害者福祉センターにおいて相談・早期療育に取り組んできましたが、平成25年に区立こども発達支援センターを整備し、障害児支援の拡充を図りました。1日当たりの利用定員は都内最大となっています。

##### (活発な民間団体の取組)

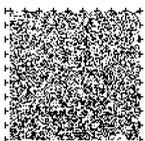
- 区内の障害福祉サービス事業所数は、区立・民間合わせて600か所弱ですが、民間団体の活動が活発なことから、その運営のほとんどが民間によるものとなっています（区立直営は3か所）。民間活力を導入し、区と民間団体が連携しながら障害者施策を押し進めている状況にあります。

練馬区障害者就労促進協会…通称レインボーワーク。障害者の就労支援を行う専門機関

「サービス等利用計画」…「居宅介護」等のサービスを利用するにあたり作成が必要な計画のこと。

「計画相談支援」事業所が生活状況や意向などから作成し、適切なサービスの利用につなげていく。

「計画相談支援」…「サービス等利用計画」の作成と同計画の進行確認（モニタリング）等を行う相談支援のこと。



## (2) 今後推進すべき障害者施策の課題

### (十分なケアマネジメントの実施)

- 障害のある方がサービスを利用しながら地域生活を送るためには、個々の生活状況等を踏まえたケアマネジメントを進める必要があります。そのためには、「計画相談支援」事業所による「サービス等利用計画」の作成が必要です。身近な民間の事業所で計画を作成する体制を整えるためには、事業所数を現行の1.7倍程度にまで増やすことが必要です。また、民間の事業所が、区内におけるサービスと地域資源を把握して適切なケアマネジメントを行えるよう、相談技術の向上を図る必要があります。

精神障害者については、医療や障害福祉サービスを受けていない人がおり、訪問支援（アウトリーチ）事業の充実が課題となっています。

### (重症心身障害児（者）等の在宅介護の負担軽減)

- 医療的ケアを要する重症心身障害児（者）等の家族は、常時介護を行う必要があることから、冠婚葬祭等のための外出も容易ではない状況にあります。この状況を改善していくために、家族に対する介護負担軽減策が必要です。

### (地域で暮らし続けるための住まいの確保)

- 平成25年度の障害者基礎調査では、障害者全体の75%の人が“地域で住み続けたい”という希望を持っています。

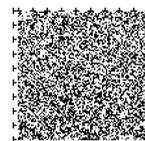
地域で住み続けたいという重度の知的障害者の希望に応え、「親亡き後」など家族の支援が困難となっても地域での生活を維持するためには、重度障害者に対応できるグループホームの整備が必要です。

また、軽度・中度の障害者が地域で暮らし続けるために、引き続き年間30室程度のグループホームが整備できるよう、社会福祉法人等の民間事業者に対し補助制度を継続する必要があります。

### (地域生活を支援するための拠点の整備)

- 障害者の高齢化・重度化が進むとともに、家族の高齢化も進んでいます。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援の拠点整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制の整備が必要です。

.....  
**地域生活支援拠点**…居住支援機能（相談、緊急時の受入れ・対応や地域の体制づくり等）をグループホーム等と一体的に行う拠点のこと（多機能拠点整備型）。地域で機能分担する面的整備型も想定されている。第四期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）では障害者地域生活支援センター等の相談支援機関とグループホーム等が連携して地域生活を支援する「面的整備」型の地域生活支援拠点の整備を、第五期障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）では重度障害者グループホームと一体で相談や緊急時の受入れ・対応などを行う多機能拠点型の地域生活支援拠点の整備をそれぞれ計画している。



### **(就労支援の充実)**

- 障害のある方の“働きたい”という希望を実現させ自立を支援するため、就労をめざす障害のある方および特別支援学校の卒業生の就労を重点的に支援する必要があります。また、福祉的就労を担う「就労継続支援B型」事業では、区内事業所の平均工賃月額（11,142円）が都内事業所の平均工賃月額（15,349円）を下回っており、その増額に取り組む必要があります。（平均工賃月額は、平成28年度実績）

### **(福祉園の整備)**

- 特別支援学校の卒業生や住み慣れた地域での継続した生活を希望する重度知的障害者が増加する傾向にあることおよび医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所先を確保する必要があることから、日中活動の場となる「生活介護」事業所（福祉園）を整備する必要があります。

### **(こども発達支援センターの相談体制の充実)**

- 発達に心配のある児童の相談のニーズが高まっています。区内には発達に関する相談ができる場が少ないため、こども発達支援センターの相談件数が増加し、受付から相談までの待ち時間が長くなっています。相談体制を強化し、早期に適切な支援へつなげることが求められています。

### **(医療的ケアが必要な子どもに対応した児童発達支援事業所の開設)**

- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア（たんの吸引や経管栄養等）を受けながら自宅で暮らす子どもが増えています。医療的ケアが必要な未就学の子どもへの発達支援と親の就労を支援する「児童発達支援」事業所が必要です。

### **(権利擁護の推進)**

- 障害者基礎調査では、一定程度の方が差別や人権侵害を感じていると回答しています。この傾向は、平成22年度実施の調査結果と同様であり、地域における障害理解が十分とは言えない状況にあります。障害のある方の権利擁護を推進し、障害のある方もない方も相互に尊重し合える共生社会の実現に取り組む必要があります。

